

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 3 月 16 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市条例第21号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額</u></p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p>

をいう。以下同じ。)

2～4 [略]

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者の被保険者均等割額（以下「18歳以上被保険者均等割額」という。）を加算した額とする。

（基礎課税額に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条、第8条及び第9条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.64を乗じて算定する。

2 [略]

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について4万3,300円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.73を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1万4,900円とする。

（介護納付金課税額に係る所得割額）

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.37を乗じて算定する。

（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

（基礎課税額に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.13を乗じて算定する。

2 [略]

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について3万8,300円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.60を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1万3,500円とする。

（介護納付金課税額に係る所得割額）

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.24を乗じて算定する。

（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万6,100円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第9条の2 第3条第5項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1,600円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条の5 国保課税被保険者が法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合における第4条第1項、第6条、第8条及び第9条の2の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第21条第1項第1号中「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万4,600円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割額)

第9条の2 第3条第5項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について1,600円とする。

(子ども・子育て支援納付金課税額に係る18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条の2 国保課税被保険者が法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合における第4条第1項、第6条及び第8条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、第21条第1項第1号中「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し

得た額が26万円を超える場合には、26万円) 同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が65万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 30,310円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 10,430円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 1,270円

て得た額が26万円を超える場合には、26万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 26,810円
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 9,450円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 0,220円

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被  
保険者均等割額 国保課税被保険者1人につ  
いて 1, 120円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る1  
8歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保  
険者1人について 70円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてそ  
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特  
定同一世帯所属者につき算定した法第703条  
の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得  
金額の合算額が、43万円（納税義務者並びに  
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び  
特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が  
2以上の場合にあっては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者  
の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に3  
0万5,000円を乗じて得た額を加算した金額  
を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該  
当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者1人について 21, 650円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者  
均等割額 国保課税被保険者1人について  
7, 450円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者1人について 8  
, 050円

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被  
保険者均等割額 国保課税被保険者1人につ  
いて 800円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る1  
8歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保  
険者1人について 50円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてそ  
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特  
定同一世帯所属者につき算定した法第703条  
の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得  
金額の合算額が、43万円（納税義務者並びに  
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び  
特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が  
2以上の場合にあっては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者  
の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に5  
6万円を乗じて得た額を加算した金額を超えな  
い世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者  
を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者1人について 8, 660円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてそ  
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特  
定同一世帯所属者につき算定した法第703条  
の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得  
金額の合算額が、43万円（納税義務者並びに  
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び  
特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が  
2以上の場合にあっては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者  
の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に3  
0万5,000円を乗じて得た額を加算した金額  
を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該  
当する者を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者1人について 19, 150円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者  
均等割額 国保課税被保険者1人について  
6, 750円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額  
介護納付金課税被保険者1人について 7  
, 300円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてそ  
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特  
定同一世帯所属者につき算定した法第703条  
の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得  
金額の合算額が、43万円（納税義務者並びに  
その世帯に属する国民健康保険の被保険者及び  
特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が  
2以上の場合にあっては、43万円に当該給与  
所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗  
じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者  
の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に5  
6万円を乗じて得た額を加算した金額を超えな  
い世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者  
を除く。）

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保  
課税被保険者1人について 7, 660円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,980円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 3,220円

エ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 320円

オ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人について 20円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,495円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 10,825円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 17,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 21,650円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,235円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,725円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 7,450円

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 2,700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2,920円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,745円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,575円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,150円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,025円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,375円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,750円

<u>帯 240円</u> <u>イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 400円</u> <u>ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 640円</u> <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円</u> 3・4 [略]	3・4 [略]
---	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。